

# 環境税に関する これまでの議論の状況について

平成17年5月10日  
環 境 省

# 環境税に関するこれまでの議論の状況

平成15年

8月29日

中央環境審議会地球温暖化対策税制専門委員会

「温暖化対策税制の具体的な制度の案～国民による検討・議論のための提案～」を報告

12月2日

中央環境審議会施策総合企画小委員会において検討を開始

平成16年

6月8日

自由民主党林政調査会温暖化対策等に関する小委員会 議論の中間整理

8月13日

中央環境審議会地球環境部会

「地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しに関する中間取りまとめ」公表  
“経済的手法の追加に当たっては、様々な課題の指摘もあるが、価格インセンティブ効果、財源効果、アナウンスメント効果を併せ持つ温暖化対策税制が有力な手段“

8月27日

中央環境審議会施策総合企画小委員会

「温暖化対策税制とこれに関連する施策に関する中間取りまとめ」公表

“温暖化対策税制は、有力な追加的施策であり、今後検討すべきもの”

8月31日

環境省・農林水産省 平成17年度税制改正要望を提出

“地球温暖化対策を推進するため、環境税(仮称)の創設等、必要な税制上の措置を講ずること。”

10月下旬

～11月

自由民主党では環境基本問題調査会を中心に、  
公明党では地球温暖化対策PTを中心に集中的に審議

- 11月5日 環境省 「環境税の具体案」を発表
- 11月中旬 自民党環境部会・農林水産部会が税制改正要望を行うことを決定  
環境部会・農林水産部会案を自民党税制調査会に提出
- 11月25日 政府・税制調査会 「平成17年度の税制改正に関する答申」  
( 11月12日 環境省から「環境税」の具体案が公表されたことを受け、集中審議)
- 11月末～ 自由民主党税制調査会、公明党税制調査会における審議
- 12月15日 自由民主党・公明党 「平成17年度税制改正大綱」公表
- 12月27日 中央環境審議会施策総合企画小委員会  
「温暖化対策税制とこれに関連する施策に関する論点についての取りまとめ」公表
- 3月11日 中央環境審議会  
「地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しを踏まえた  
新たな地球温暖化対策の方向性について(第2次答申)」公表
- 3月29日 地球温暖化対策推進本部、京都議定書目標達成計画案取りまとめ
- 4月28日 京都議定書目標達成計画(閣議決定)  
“環境税については、(中略)真摯に総合的な検討を進めていくべき課題である。”

## 環境税の具体案(骨子)

環境省

趣旨	<ul style="list-style-type: none"><li>・企業、家庭等全ての主体に対して、排出量に応じた公平な地球温暖化対策への参加を求める。</li><li>・雇用の促進など企業活力の維持・向上に資する。</li></ul>
課税対象	全ての化石燃料と電気
課税段階	精油所からの蔵出し段階： ガソリン、軽油、灯油、LPG 最終消費段階： 石炭、重油、天然ガス、都市ガス、電気、ジェット燃料
税率	2,400円/炭素トン ・電気 0.25円/kwh、ガソリン1.5円/リットル 等 (平均的家計の負担： 3,000円(月額250円))
税収額	4,900億円

<p>軽減措置</p>	<p><b>国際競争力の確保、産業構造の激変緩和</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄鋼等製造用の石炭、コークス、農林漁業用A重油等は、免税。</li> <li>・ エネルギー多消費型製造業に属する企業が消費する石炭、重油、天然ガス、電気、都市ガスについて、軽減。(生産額に占めるエネルギーコストが全国平均を上回るような業種を指定し、2割から5割程度軽減。)</li> <li>・ 運輸事業対策として、軽油等について軽減。(税率1/2)</li> </ul> <p><b>低所得者、中小企業等への配慮</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気、都市ガスについて、免税点等を設定。</li> <li>・ 中小企業に配慮し、小口事業所において消費する石炭、重油、天然ガスは、非課税とする。</li> <li>・ 低所得者等に配慮し、灯油について軽減。(税率1/2)</li> </ul> <p><b>二重課税の回避</b></p> <p>発電用石炭等の免税</p>
<p>用途</p>	<p>企業、家庭などの温暖化対策に 3,400億円  (森林対策等、地方公共団体における地球温暖化対策として、2割程度は地方へ譲与(680億円))</p> <p>雇用の促進など、企業活力の維持・向上に 1,500億円  (例えば、社会保険料の軽減)</p>
<p>実施時期</p>	<p>平成18年1月</p>
<p>効果</p>	<p>CO2削減量 5,200万トン(基準年比約4%強)</p>

## 環境税の骨子

自由民主党  
環境部会・農林水産部会

趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業、家庭等全ての主体に対して、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量に応じた公平な地球温暖化対策への参加を求める。</li> <li>・温暖化対策に税収の全額を充てる。</li> </ul> <p>〔 京都議定書の目標達成のための温室効果ガス排出抑制対策や森林吸収源対策に用いる。また、技術開発や環境教育などの中長期的な温暖化対策の強化を図る。 〕</p>
課税対象	全ての化石燃料と電気
課税段階	<p>精油所からの蔵出し段階： ガソリン、軽油、灯油、LPG</p> <p>最終消費段階： 石炭、重油、天然ガス、都市ガス、電気、ジェット燃料</p>
税率	<p>3,000円/炭素トン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気 0.31円/kwh(全国平均)、ガソリン1.9円/リットル 等</li> </ul> <p>(平均的家計の負担： 約3,700円(月額約310円))</p> <p>なお、電気については、原子力・水力・火力等、発電の構成の違いにより、税率を調整する。</p>
税収額	6,000億円

<p>軽減措置</p>	<p><b>国際競争力の確保、産業構造の激変緩和</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄鋼等製造用の石炭、コークス、農林漁業用A重油等は、免税。</li> <li>・ エネルギー多消費型製造業に属する企業が消費する石炭、重油、天然ガス、電気、都市ガスについて、一定の削減努力が行われている場合、軽減または還付。</li> <li>・ 運輸事業対策として、軽油等について軽減。(税率1/2)</li> </ul> <p><b>低所得者、中小企業等への配慮</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気、都市ガスについて、免税点等を設定。</li> <li>・ 中小企業に配慮し、小口事業所において消費する石炭、重油、天然ガスは、非課税とする。</li> <li>・ 低所得者等に配慮し、灯油及びLPGについて軽減。(税率1/2)</li> </ul> <p><b>二重課税の回避</b></p> <p>発電用石炭等の免税</p>
<p>使途</p>	<p>税収の全額を地球温暖化対策の財源とする。 (森林対策等、地方公共団体における地球温暖化対策として、税収の一部を譲与)</p>
<p>実施時期</p>	<p>平成18年1月 5年後を目途に効果を検証し、税率・税収の使途等について見直しを行う。</p>
<p>効果</p>	<p>CO2削減量 6,500万トン(基準年比約5%)</p>

## 環境税の骨子

公明党  
環境部会

趣旨	<ul style="list-style-type: none"><li>・企業、家庭等全ての主体に対して、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量に応じた公平な地球温暖化対策への参加を求める。</li><li>・温暖化対策に税収の全額を充てる。</li></ul> <p>( 京都議定書の目標達成のための温室効果ガス排出抑制対策や森林吸収源対策に用いる。また、技術開発や環境教育などの中長期的な温暖化対策の強化を図る。 )</p>
課税対象	全ての化石燃料と電気
課税段階	精製所からの蔵出し段階： ガソリン、軽油、灯油、LPG 最終消費段階： 石炭、重油、天然ガス、都市ガス、電気、ジェット燃料  二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )排出者が負担する仕組みとなるよう、課税段階は原則、最終消費段階とする。 税の負担感を実感してもらうため、レシートに税額を表示する仕組みを検討する。
税率	3,000円/炭素トン ・電気 0.31円/kwh(全国平均)、ガソリン1.9円/リットル 等 (平均的家計の負担： 約3,700円(月額約310円)) なお、電気については、原子力・水力・火力等、発電の構成の違いにより、税率を調整する。
税収額	6,700億円

<p>軽減措置</p>	<p><b>国際競争力の確保、産業構造の激変緩和</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄鋼等製造用の石炭、コークス、農林漁業用A重油等は、免税。</li> </ul> <p><b>低所得者、中小企業等への配慮</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気、都市ガスについて、免税点等を設定。</li> <li>・ 中小企業に配慮し、小口事業所において消費する石炭、重油、天然ガスは、非課税とする。</li> <li>・ 低所得者等に配慮し、灯油及びLPGについて軽減。(税率1/2)</li> </ul> <p><b>二重課税の回避</b> 発電用石炭等の免税</p>
<p>使途</p>	<p>税収の全額を地球温暖化対策の財源とする。 (森林対策等、地方公共団体における地球温暖化対策として、税収の一部を譲与)</p> <p>削減量を確実なものとするため、使途による削減量について毎年検証する仕組みを検討する。</p>
<p>実施時期</p>	<p>平成18年1月 5年後を目途に効果を検証し、税率・税収の使途等について見直しを行う。</p>
<p>効果</p>	<p>CO2削減量 6,500万トン(基準年比約5%)</p>

# 政府・税制調査会

## 平成17年度の税制改正に関する答申(平成16年11月25日)(抄)

### 二 個別税目の課題

#### 7. 地球温暖化問題への対応

地球温暖化対策の国際的枠組みとして、温室効果ガス排出量の削減目標を定めた京都議定書が、来年2月に発効する。これに伴い、日本の国際的責務が現実的なものとなる。こうした中で、わが国における排出量は民生・運輸部門を中心に年々増加しており、その削減のため、早急に追加的な対策を検討することが求められている。

その一環として、いわゆる環境税導入の是非については、国・地方の温暖化対策全体の中での具体的な位置付けを踏まえて検討せねばならない。現時点では、他の政策手段との関連において、環境税の位置付けは必ずしも明らかでない。来年3月までに行われる「地球温暖化対策推進大綱」(平成14年3月)の見直し作業を通じ、京都議定書の目標達成を念頭に、環境税の果たすべき役割が具体的かつ定量的に検討されることが必要である。

環境税の役割としては、本来、価格インセンティブを通じた排出抑制効果を重視すべきであろう。他方、追加的な温暖化対策の財源確保により重点をおいて環境税を活用することについては、既存の温暖化対策予算との関係、税収の用途を特定することの是非を慎重に検討する必要がある。

環境税は、国民に広く負担を求めることになるため、その導入を検討する際には、国民の理解と協力が不可欠である。国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存のエネルギー関係諸税との関係、その他税制全体の中での位置付けなど、多岐にわたる検討課題がある。今後、温暖化対策全体の議論の進展を踏まえ、環境税に関する多くの論点をできる限り早急に検討せねばならない。

自由民主党・公明党  
平成17年度税制改正大綱(平成16年12月15日)(抄)

われわれは、過去とは比べものにならない大量の化石燃料を消費し、豊かで便利な生活を享受している。その反面大量の二酸化炭素を排出し、将来世代に地球温暖化という大きな負の遺産を残している。この事態に対処し、京都議定書の平成17年2月発効とそれに伴うわが国の責任を踏まえ、地球温暖化対策推進大綱の評価、見直しにも考慮を払いつつ、環境と経済の両立を図ることが重要である。このため、あらゆる政策的手法を総合的に検討した結果を受けて、いわゆる環境税については、必要に応じ、そのあるべき姿について早急に検討する。

# 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく 京都議定書目標達成計画の骨子

## 目指す方向

京都議定書の6%削減  
約束の確実な達成

地球規模での温室効果  
ガスの長期的・継続的な  
排出削減

## 基本的考え方

環境と経済の両立  
技術革新の促進

すべての主体の参加・  
連携の促進(国民運動、  
情報共有)

多様な政策手段の活用  
評価・見直しプロセスの  
重視

国際的連携の確保

## 温室効果ガスの排出抑制・吸収の量の目標

区 分	目 標		2010年度現状対策 ケース(目標に比べ +12%)からの削 減量  2002年度実績(+ 13.6%)から経済成長等 による増、現行対策の 継続による削減を見込 んだ2010年度見込み
	2010年度 排出量 (百万t-CO2)	1990年度 比(基準年 総排出量比)	
温室効果ガス			
エネルギー起源CO <sub>2</sub>	1,056	+0.6%	4.8%
非エネルギー起源CO <sub>2</sub>	70	0.3%	
メタン	20	0.4%	0.4%
一酸化二窒素	34	0.5%	
代替フロン等3ガス	51	+0.1%	1.3%
森林吸収源	48	3.9%	(同左) 3.9%
京都メカニズム	20	1.6%	(同左) 1.6%
合 計	1,163	6.0%	1.2%

\*削減目標(6%)と国内対策(排出削減、吸収源対策)の差分

## 目標達成のための対策と施策

### 1. 温室効果ガスごとの対策・施策

- 温室効果ガス排出削減
  - エネルギー起源CO<sub>2</sub>
    - 技術革新の成果を活用した「エネルギー関連機器の対策」「事業所など施設・主体単位の対策」
    - 「都市・地域の構造や公共交通インフラを含む社会経済システムを省CO<sub>2</sub>型に変革する対策」
  - 非エネルギー起源CO<sub>2</sub>
    - 混合セメントの利用拡大 等
    - メタン
      - 廃棄物の最終処分量の削減 等
    - 一酸化二窒素
      - 下水汚泥焼却施設等における燃焼の高度化 等
    - 代替フロン等3ガス
      - 産業界の計画的な取組、代替物質等の開発 等
- 森林吸収源
  - 健全な森林の整備、国民参加の森林づくり 等
- 京都メカニズム
  - 海外における排出削減等事業を推進

### 2. 横断的施策

国民運動の展開      公的機関の率先的取組      排出量の算定・報告・公表制度      ポリシーミックスの活用  
(環境税等も検討)

### 3. 基盤的施策

排出量・吸収量の算定体制の整備      技術開発、調査研究の推進      国際的連携の確保、国際協力の推進

## 推進体制等

毎年の施策の進捗状況等の点検、2007年度の計画の定量的な評価・見直し

地球温暖化対策推進本部を中心とした計画の着実な推進

# 京都議定書目標達成計画(環境税関連部分抜粋)

## 2. 横断的施策

### (6) ポリシーミックスの活用

効果的かつ効率的に温室効果ガスの排出削減を進めるとともに、我が国全体の費用負担を公平性に配慮しつつ極力軽減し、環境保全と経済発展といった複数の政策目的を同時に達成するため、自主的手法、規制的手法、経済的手法、情報的手法などあらゆる政策手法を総動員し、それらの特徴を活かしつつ、有機的に組み合わせるといふポリシーミックスの考え方を活用する。その最適なあり方については、本計画の対策・施策の進捗状況を見ながら、総合的に検討を行う。

#### (6 - 1) 経済的手法

経済的手法は、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブの付与を介して各主体の経済合理性に沿った排出抑制等の行動を誘導するものであり、地球温暖化対策の経済的支援策としての有効性も期待されている。その活用には、ポリシーミックスの考え方に沿って、効果の最大化を図りつつ、国民負担や行財政コストを極力小さくすることが重要であり、財政的支援に当たっては、費用対効果に配慮しつつ、予算の効率的な活用等に努める。

#### (6 - 2) 環境税

二酸化炭素の排出量又は化石燃料の消費量に応じて課税するものとして関係審議会等において論議されている環境税は、経済的手法の一つであり、価格インセンティブを通じ幅広い主体に対して対策を促す効果や、二酸化炭素の排出削減対策、森林吸収源対策などを実施するための財源としての役割等を狙いとするものとして関係審議会等において様々な観点から検討が行われている。

環境税については、国民に広く負担を求めることになるため、関係審議会をはじめ各方面における地球温暖化対策に係る様々な政策的手法の検討に留意しつつ、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るよう努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題である。

# 中央環境審議会「地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しを踏まえた 新たな地球温暖化対策の方向性について(第2次答申)」(抄)(平成17年3月11日)

## 9. 対策の裏付けとなる施策の検証について (5) まとめ

以上の検証作業の結果、各種対策の実行を確保するためには、情報提供や普及啓発の強化、規制、経済的手法、技術開発など、あらゆる政策手法を総動員して、対策の裏付けとなる施策について一層の強化を図っていくことが必要であることが明らかになった。(略)

また、地球温暖化対策には、コストの制約のあるものが多い上に、また、温室効果ガス、とりわけ二酸化炭素の発生源は多種多様であることから、京都議定書の目標達成のために幅広い排出抑制効果を確保するには、対策を導入するインセンティブを付与する経済的手法を重視すべきである。

とりわけ環境税は、前述のとおり、その価格インセンティブ効果により省エネ機器の導入等を促すほか、補助金や租税特別措置等の他の価格インセンティブ効果を高める施策と相俟って、相乗的に排出削減・対策導入・技術開発を促すものである。

さらに、環境税は、対策を促す普及啓発や環境教育と相俟って、特に不特定多数の者からなる業務その他部門や家庭部門を始め、幅広く国民に対し、ライフスタイルやワークスタイルの変革を促す強いメッセージとなるものである。

また、以上の検証作業で明らかになったように、相当規模の追加的な経済的支援が不可欠であり、そのための安定的な財源の確保が必要である。(略)

追加的な税財源を安定的に確保するための仕組みとしては、地球温暖化の原因である二酸化炭素の排出又は化石燃料の消費に対して負担を求める税財源が適当である。とりわけその排出者・消費者等にその排出量・消費量に応じて公平に負担を求める環境税は、普及啓発等の諸施策と相俟って、環境負荷の削減に向けて継続的、長期的に課税による効果を期待することも可能である。

今後、環境税については、国民経済・産業に与える影響、既存のエネルギー関係諸税との関係等の諸課題に十分留意しつつ、その具体的な姿・仕組みについて、早急に検討していく必要がある。

# 京都議定書目標達成計画に位置付けられた対策の実施に要する追加的な経済的支援の量(環境省試算)

社会全体でかかる費用 年間2兆円を超える規模

(政府、企業、個人等による負担の総額)

追加的に必要となる経済的支援の量 おおよそ4千～7千億円

<京都議定書目標達成計画に位置付けられた対策>

部門	対策 (例)
産業	・高性能工業炉の導入促進 ・日本経団連自主行動計画の着実な実施とフォローアップ
運輸	・クリーンエネルギー自動車の普及促進
業務	・BEMSの普及 ・建築物の省エネ性能の向上
家庭	・高効率給湯器の普及 ・トップランナー基準による機器の効率改善 ・住宅の省エネ性能の向上
エネルギー転換	・新エネルギー対策の推進
代替フロン等3ガス	・代替物質等の開発等及び代替製品の利用の促進
森林吸収源	・森林の整備・保全
京都メカニズム	・京都メカニズムの活用

環境省試算

<左記の対策の実施に必要と見込まれる費用>  
(環境省の試算)

社会全体の費用(年額)	追加的支援額(年額)	追加的支援による削減量
800～1,200億円	200～400億円	420～660万t-CO <sub>2</sub>
3,800億円～	800～1,100億円	490万t-CO <sub>2</sub>
1,300～2,600億円	400～1,100億円	330～670万t-CO <sub>2</sub>
9,100～11,600億円	800～1,200億円	630～980万t-CO <sub>2</sub>
5,100～6,000億円	500～1,000億円	510～870万t-CO <sub>2</sub>
40～50億円	2～3億円	510～530万t-CO <sub>2</sub>
2,000億円	1,700億円	1,600万t-CO <sub>2</sub>
80～150億円	30～90億円	630～1,240万t-CO <sub>2</sub>

合計: 2兆円を超える規模 4千～7千億円程度 5,120～7,030万t-CO<sub>2</sub>

[90年総排出量比 4～5%台]

四捨五入の都合上、各欄の合計は一致しない場合がある。

試算の前提

\* 社会全体でかかる費用については、以下の条件を全て満たすものについて、一定の前提を置いて試算  
一定規模の削減量が見込まれるもの、個別機器等の導入目標等が明らかなもの、費用が計算可能なもの  
\* 追加的支援額については、社会全体でかかる費用が計算可能なものについて、原則として既存の支援制度を踏まえ、価格低下の見通し等について一定の前提を設けて試算。